

廃電気・電子機器のリサイクルシステム 台湾

法律	廃棄物処理法 Waste Disposal Act (1997年3月最終改正, 99年3月施行)
対象製品	・ 廃家電 (テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン) ・ コンピューター (ノートパソコン、マザーボード、ハードディスクドライブ、電源装置、ハウジング) その他、自動車、容器、コンピューター関連機器など全体で8分野21品目が対象
リサイクルシステム	97年3月、廃棄物処理法が改正され、家電を含む廃棄物のリサイクルシステムが見直された。 < 家電のリサイクルシステムフロー > 最終消費者から販売業者、中古業者、回収業者、自治体を通して回収 リサイクル料金は、費用審議委員によって決められた額を製造業者が資源回収管理基金に納金される。廃製品の回収量に応じて回収・リサイクル関係者に補助金として支払われる。 廃製品は、製造業者のリサイクル工場で解体、再生、処理・処分される
リサイクルシステムの管理運営	行政院環境保護署 ・ 国内リサイクル制度の計画、施行 ・ 資源回収管理基金からリサイクル計画の進捗状況に関する報告を受ける 資源回収管理基金 (1997年より環境保護署の下に設立) により運営 ・ 製造業者にリサイクル料金を通知 (リサイクル料金の算定は費用審議委員が実施) ・ 製造業者が納金したリサイクル料金の徴収・管理 ・ 廃製品回収量に応じて販売店、回収業者、自治体等、回収・リサイクル関係者への補助金の支払 公正検査認証団体 (1) ・ 販売業者、中古業者、回収業者、自治体が申請する回収量を検査 ・ リサイクル工場等の認証 費用審議委員 (2) ・ 製造業者が納金するリサイクル料金の算定

生産者の役割	回収への関与	・なし (販売業者、中古業者、回収業者、自治体による回収)
	リサイクルへの関与	・あり リサイクル工場を設立し、解体・再生・処理を実施する (リサイクル工場は、公正検査認証団体の認定を受けた施設)
	費用負担	・製造業者(販売業者、輸入業者を含む)は、費用審議委員が算定した料率に応じたリサイクル料金を資源回収管理基金に納金 消費者には、本体価格とリサイクル料金を一本化して提示するため、制度上は新製品価格に上乗せされるが、実際には製造業者のコスト削減努力で吸収されている。 製造業者らの基金へのリサイクル料金の支払い義務は、廃棄物処理法 10 条-1 に規定されている、
	製品設計	・製品のリサイクル設計
	情報提供	・製品出荷量、リサイクル率などの情報開示
関係者の役割	販売業者 中古業者 回収業者 自治体	(販売業者・中古業者・回収業者・自治体) 最終消費者から廃製品の回収 集積地点へ引渡し 廃製品の回収量に応じて資源回収管理基金から補助金の受取り
	消費者	・廃製品の引渡し義務あり(義務を履行しない場合、罰金)

(* 1) 行政院環境保護署によって選任された財団、会計事務所

(* 2) 学者、政府、業界団体などから選任される